

新過疎法による固定資産税課税免除
申請の手引き
【製造業事業者用】

奥州市

(政策企画部政策企画課、商工観光部企業立地課、財務部税務課)

1 制度概要

奥州市江刺地域又は衣川地域に立地する企業様又は個人事業者様の設備投資（新設又は増設）において、以下の要件を満たす場合、申請により固定資産税の課税免除を受けられます。

○課税免除の対象となる税と課税免除期間

課税免除となる期間は、当該設備等が事業の用に供した日以降に最初に賦課される固定資産税から最長で3年間となります。

※市内の工業団地等指定区域に立地する製造業事業者に関し、投資設備額及び従業員数において一定の規模を超える場合は、奥州市企業立地奨励条例の適用と合わせて最長で5年間となります。

※固定資産税（市税）が課税免除の対象となる場合、不動産取得税及び法人事業税（県税）においても税の優遇制度を受けられる場合がありますので、県南広域振興局県税部にお問い合わせください。

○課税免除要件（以下の全ての要件を満たすこと）

- (1) 江刺地域又は衣川地域内に設置する設備であること。
- (2) 業種が、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業は除く。）のいずれかであること。
- (3) 青色申告書を提出する個人又は法人であること。
- (4) 租税特別措置法第12条第3項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受けられる資産であって、その取得価額の合計が下表に合致する設備等の取得等であること。

「取得等」とは、事業の用に供する設備（建物及び附属設備、償却資産）の取得又は製作若しくは建設（建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）であること。（※1）

- (5) 前述(4)の設備等の取得等をした日が、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの期間内（※2）であり、かつ対象となる業種の用に供されていること。
- (6) 事業者の資本規模及び取得した設備等の額（課税免除対象外の資産も含む。）等が下表の金額の条件を満たすこと。

対象となる設備等の取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、製作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得	
対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 (※1)	2,000万円以上 (※1)
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上 (※1)	

取得設備等の額

(7) 課税を免除する固定資産税は令和 6 年度課税分以降の税とし、課税初年度が令和 10 年度（※ 2）までの税であること。

例) 令和 6 年 12 月申請→令和 7 年度から令和 9 年度まで課税免除

(8) 課税免除を受けようとする事業者が、市に対して課税免除に係る申請を行い、決定手続きを経ること。

(9) 課税免除を受けようとする事業者が、市税を完納していること。

※ 1 資本金等の額が 5,000 万円超の事業者については、新設又は増設に限ります。

※ 2 対象期間については、関連法令の改正に伴い延長される場合があります。

○課税免除申請手続きの方法

前述の「課税免除要件」を満たす設備等の投資を実施した事業者において、固定資産税の課税免除を受けようとする場合、所定の申請書類を奥州市役所税務課に提出する必要があります。

申請に必要な書類は、5 ページ以降をご参照ください。

申請書類の提出期限は以下のとおりです。

- ・ 課税免除相談問合せ先
 - ・ 部署名 奥州市商工観光部企業立地課
 - ・ 所在地 奥州市水沢大手町一丁目 1 番地 5 階
 - ・ 電話 0197-34-2332
- ・ 課税免除申請書提出先
 - ・ 部署名 奥州市財務部税務課
 - ・ 所在地 奥州市水沢大手町一丁目 1 番地 3 階
 - ・ 電話 0197-34-2376
- ・ 課税免除制度担当
 - ・ 部署名 奥州市政策企画部政策企画課
 - ・ 所在地 奥州市水沢大手町一丁目 1 番地 4 階
 - ・ 電話 0197-34-2125

○申請書類の提出期限

	初年度	2 年目以降
個人事業主の場合	確定申告書の提出期間内 (2 月 16 日～3 月 15 日)	翌年の 1 月末日
法人の場合	事業年度終了の日の翌日から 2 月以内	

2 課税免除の対象となる資産

課税免除の対象となる資産は以下の(1)から(3)をあわせた資産となります。

(1) 対象となる建物【家屋】

①対象業種に係る事業の用に直接供されている資産

業 種	対象となる建物
製造業	工場用の建物
旅館業	ホテル用、旅館用及び簡易宿泊用の建物
農林水産物等販売業	農林水産物等を製造・加工・調理したものを店舗において区域外の者に販売するための建物
情報サービス業等	事務所用及び作業場用の建物

②対象となる建物に含まれる建物の例（償却資産に該当する資産を除く。）

- ア 構内にある守衛所、詰所、監視所、更衣所、食堂、仮眠所、浴場、洗面所、便所、その他これらに類する建物
- イ 発電所又は変電所の用に供する建物
- ウ （旅館業のみ）リネン室、宴会場等通常の旅館に存在する施設
- エ （旅館業のみ）バー、ディスコ、プール等附属的な対価負担施設
- オ （製造業のみ）工場と同じ棟に設置する製造ライン及び製造ライン関連施設
- カ （製造業のみ）工場と別棟に設置する機械室
- キ その他上記の建物以外で対象業種の用に必要な建物

(2) 機械及び装置並びに構築物【償却資産】

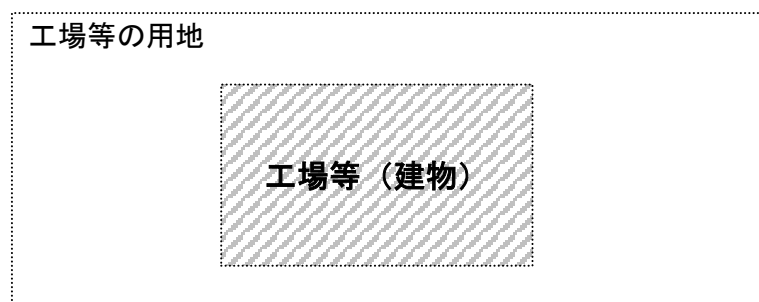
- ア ガス貯槽、工業薬品貯槽、又は水槽及び油槽のうち、生産・作業行程中にある中間受槽及びこれに準ずる貯槽で容量、規模等からみて明らかに対象事業の用に供される設備に付設される機械及び装置の一部であると認められるもの
- イ 対象事業の用に供される設備に付設される污水处理施設及びばい煙処理施設
- ウ 対象業種に係る事業の用に必要な機械及び装置

(注) 課税免除の対象は記載のとおりですが、構造や仕様によって対象外となる場合があります。また、建物の附属設備は原則、課税免除の対象外となります。詳細については市財務部税務課へ確認してください。

(3) 上記(1)の敷地【土地】

※課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分（斜線部分）が対象となります。

【参考例】



※土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限ります。

※対象となる業務の用に供されている建物と、他の用に供されている建物の区別については、建物平面図等により面積を算出します。

※他の用に供されている部分が混在している場合において、対象部分と対象外部分を区別することが困難な場合は、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判断します。

また、他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部を対象となる業種の用に供されている建物とすることがあります。

上記資産以外（建物附属設備、償却資産（船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品））は、市企業立地奨励条例が適用になる場合があります。詳しくは、市商工観光部企業立地課へお問合せください。

3 提出書類

対象業種： 製造業（市企業立地奨励条例による課税免除申請と同じ）
※情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業は別

No.	提出書類	備 考	記載例
1	固定資産税課税免除申請書（様式第 1 号）	固定資産の取得価額が、9 の投下資本の種類別総額（別紙 1）と合致	P6
2	登記事項証明書	法務局より取り寄せ	
3	定款	写しで可	
4	位置図	工場周辺の状況が分かる図面	
5	土地の取得の明細書及び図面	土地売買がなければ不要	
6	事業所全体の平面見取図	建築確認申請書に添付した図面等	
7	建物平面図	建築確認申請書に添付した図面等	
8	機械等の配置図	投下資本の種類別総額（別紙 1）に対応	
9	当該事業所の新（増）設事業の計画及び実績の概要	投下資本の種類別総額（別紙 1）を添付	P7～9
9-1	投下資本の種類別総額（別紙 1）	取得した固定資産について記載	P10～11
10	月別事業種別従業員数	分かる範囲で可	P12
11	従業員名簿	最新の従業員名簿	
12	直近 1 期分の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書	直近 1 期分の決算報告書	
13	財産目録	減価償却資産台帳の写し	
14	土地売買契約書の写し	土地売買がなければ不要	
15	法人の概要書	会社パンフレット等概要の分かる資料で可	
16	減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税申告表別表 16（2））	法人税申告時に税務署へ提出したものの写し	
17	特別償却を実施していない理由書	実施していない場合のみ	P13
18	その他市長が必要と認めるもの	※別途指示があった場合のみ	

- ※ 提出部数はそれぞれ 1 部となります。
- ※ 提出書類 No.4 から 11 及び 14 については、課税免除を受けようとする初年度のみの提出となります。
- ※ 国県税の課税免除申請については、それぞれの窓口で別途ご確認ください。
- ※ 次ページ以降に記載例を掲載しています。
指定の様式は様式第 1 号「固定資産税課税免除申請書」のみです。
その他の様式については、任意様式での提出でかまいませんので、記載例は参考としてください。

記載例（提出書類No.1）

様式第1号（第2条関係）

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

奥州市長 あて

申請者 住所
名称
代表者氏名

印

固定資産税の課税免除について次のとおり申請をします。

新設 又は 増設 をした 施設	事業の種類			
	事業所又は事業所の名称			
	所在地			
	事業の用に供した日	○年	○月	○日
	事業の用に供した日の属する事業年度	○年 ○年	○月 ○月	○日から ○日まで
	事業の用に供した生産施設を構成する固定資産の取得価額	種 類	取 得 価 額	
		土地	○○○円	
		建物	○○○円	
		建物附属設備	○○○円	
		構築物	○○○円	
機械及び装置		○○○円		
船舶・航空機		○○○円		
工具・器具・備品		○○○円		
車両・運搬具	○○○円			
その他の固定資産の取得価額				
上記の生産施設を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者数	人			

操作開始の日を記入

企業の事業年度を記入

※固定資産の取得価額が、投下資本の種類別総額（別紙1）と合致するように記載してください。

記載例（提出書類No.9）

※以降は、記載例、イメージです。
指定様式ではありませんので、任意様式で作成してかまいません。

新（増）設に係る事業計画

1 設備の新增設計画の概要

最近の電子部品の需要増加に対し、カラーテレビ用A部品等の生産能力の拡大と供給の安定を図るため、次のとおり本社工場の増設を計画しているものである。

工場建設予定地 岩手県奥州市〇〇〇〇

（増設計画）

第〇期計画（今期） 隣接地を取得、第2工場を建設

第〇期計画 第3工場を建設

第〇期計画 隣接地を取得、第4工場を建設

2 投下資本の計画額（単位：千円）

区 分	金 額
土地	20,000
建物	200,000
建物附属設備	80,000
構築物	2,000
機械装置	25,000
船舶・航空機	15,000
工具器具備品	1,000
車両運搬具	2,000
合計	345,000

3 生産計画（単位：千セット、千円）

品目	1ヶ月当たり		年度（事業年度ベース）	
	数量	生産額	数量	生産額
カラーテレビ用A部品	10	30,000	120	360,000
ビデオカメラ用A部品	10	20,000	120	240,000
コンピュータ用C部品	20	50,000	240	600,000
パソコン用D部品	20	10,000	240	120,000
合計	60	110,000	720	1,320,000

※ 数量については適宜な単位を用いること。

4 操業開始予定年月日 令和〇〇年〇月〇日

記載例（提出書類No.9）

新增設に係る事業実績

1 工場の所在地及び名称

- (1) 所在地 岩手県奥州市〇〇〇〇
(2) 名 称 〇〇株式会社〇〇工場

2 事業の内容

最近の電子機器部品の需要増加に対応し、第2工場を増設してカラーテレビ用A部品、ビデオカメラ用B部品及びパソコン用D部品の増産を開始した。

なお、コンピュータ用C部品の製造ラインについては、資金上の都合から、次期以降に変更した。

3 平面図、機械装置及び従業者の配置図

添付書類7及び8のとおり

4 投下資本の種類別総額

別紙1のとおり

新設の場合、網掛け部分の記載は不要

5 新增設に係る増加生産額（単位：千セット、千円）

数量、生産額 品目	前期（〇年3月期）		今期（〇年3月期）		増加額	
	数量	生産額	数量	生産額	数量	生産額
カラーテレビ 用A部品	100	300,000	160	480,000	60	180,000
ビデオカメラ 用B部品	300	600,000	400	800,000	100	200,000
パソコン用D 部品			200	100,000	200	100,000
合計	400	900,000	760	1,380,000	360	480,000

※ 数量については適宜な単位を用いること。

《年度（事業年度）ベースでの増加生産額》

新增設に係る生産実績月数 〇ヶ月（〇〇年〇月～〇〇年〇月）

〇〇千円 ÷ 〇月 × 12ヶ月 = 〇〇〇千円

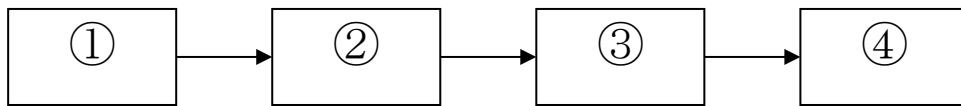
6 新增設工事の開始、完了及び操業開始年月日

土地	取得年月日	令和〇〇年〇月〇日
建物	工事着工年月日	令和〇〇年〇月〇日
	工事完了年月日	令和〇〇年〇月〇日
機械装置	設置開始年月日	令和〇〇年〇月〇日
	設置完了年月日	令和〇〇年〇月〇日

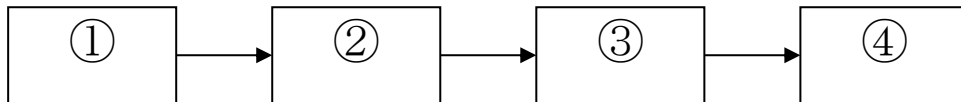
操業開始年月日	令和〇〇年〇月〇日
---------	-----------

7 製造工程図

▽ カラーテレビ用A部品及びビデオカメラ用B部品



▽ パソコン用D部品



※ ①～④については具体的な作業内容を記入すること。

記載例（提出書類No.9-1 ： 別紙1）

別紙1 投下資本の種類別総額

会社名（〇〇〇〇株式会社）No. 1

種類	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価格（円）	耐用年数	特別償却の有無	配置図番号	備考
土地	〇・〇・〇		〇〇〇		有・無		
（建物）			小計（〇〇〇）				
工場	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
事務所	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
便所	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
倉庫	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
（建物附属設備）			小計（〇〇〇）				
〇〇設備	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
〇〇設備	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
（構築物）			小計（〇〇〇）				
舗装工事	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
（機械及び装置）			小計（〇〇〇）				
〇〇装置	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
〇〇装置	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
〇〇設備	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
〇〇試験機	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		

別紙1 投下資本の種類別総額

会社名 (〇〇〇〇株式会社) No. 2

種類	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価格 (円)	耐用年数	特別償却の有無	配置図番号	備考
(船舶・航空機)			小計 (〇〇〇)				
船舶	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
(工具器具備品)			小計 (〇〇〇)				
金型	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
複写機	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
(車両運搬具)			小計 (〇〇〇)				
ライトバン	〇・〇・〇	〇・〇・〇	〇〇〇	〇	有・無		
計			〇〇〇				

記載例(提出書類No.10)

月別事業種別従業員数明細書

会社名 ○○○○株式会社

区分	業務内容（所属） 事業所の名称		令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日まで											
			〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
(第２工場) 新設・増設 令和 年 月 日	直接 従事 する 事業者	製造係												
		検査係												
		梱包係												
		事務係												
		小計												
	そ の 他	守衛												
小計														
計														
上記の設備の属する事業所の他の従業員数	名 称	本社												
		第一工場												
	計													
県内に所在する他の事業所の従業員の数	名 称	〇〇営業所												
	計													
合計														

記載例（提出書類No.17）

特別償却をしなかった理由書

今期の決算において、〇〇〇〇の理由から、特別償却を実施しませんでした。

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者名

印

※上記はあくまで記載例ですので、実情に応じて作成して下さい。